

ID: 3048

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	優良な宅地の造成の認定(2以上の市町村の区域に係るものを除く。以下同じ。)		
法令名 根拠条項	租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ		
法令番号	昭和32年法律第26号		
<p>【基準】</p> <p>法第28条の4第3項第5号イの規定による。</p> <p>(5) その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人が造成した一団の宅地(その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、次に掲げる要件(当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件)に該当するもの</p> <p>イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、その造成が当該認定の内容に適合していること。</p> <p>ロ 当該譲渡が前号イ及びハに掲げる要件に該当するものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日